

2 平成25年度の計画実施状況の概要

すべての施策で概ね順調に事業を進めることができました。施策ごとの事業の実施状況の概要は以下のとおりです。

施策1 虐待やいじめ等の防止と子どもの権利の保障

虐待やいじめがなく子どもの命が守られ、子ども一人一人が尊重されるなど子どもの権利が守られるように、相談体制の充実や相談機関の連携強化を図るとともに、一人の人格を持った人間として子どもが尊重されるよう施策を進めます。

施策の展開	内容	平成25年度の実施状況
○ 子どもの権利を守り生かすことへの支援	子どもの権利を守り、子どもの主体的な社会参加などを促す施策を進めます。	● 「児童相談所」、「ハートフレンドなごや」において、いじめや不登校などの子どもの問題に関する相談に必要なに応じて連携しながら適切に対応しました。また、新たに開設した「子ども・若者総合相談センター」を核とした、官民の支援機関のネットワークを構築するため、「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、ネットワークが効果的に機能するよう検討を行いました。
○ 子どもを虐待から守るための支援	子どもの虐待防止の啓発、虐待を社会全体で防ぐ体制の強化、虐待のあった子どもや家庭への支援などの施策を進めます。	● 2か所の児童相談所に児童福祉司・児童心理司を増員するとともに、新たに5区に児童虐待防止担当として児童福祉司を配置しました。児童虐待相談対応件数の増加に対応するため、児童相談所などのさらなる機能強化が課題です。また、「名古屋市児童を虐待から守る条例」の制定により、従来の11月に加え、5月も児童虐待防止推進月間と定め、記念講演会などのイベントを行うことで児童虐待防止をPRしました。さらに、地域における児童虐待防止などの子育て支援として、なごやすくすくボランティアの派遣回数を大幅に増やしました。
○ 不登校・いじめ等の対策の推進	不登校やいじめなど問題を抱えた子どもの相談、支援などの施策を進めます。	● 「スクールカウンセラー」を全中学校・高等学校に配置し、児童生徒のさまざまな心の問題に対応しました。また、「子ども適応相談センターにおける不登校児への支援」、「不登校対応支援講師の配置」、「ひきこもり・不登校対策事業」により不登校児童生徒対策を推進しました。

施策2 子どもの育ちの支援（その1）

子どもが健康に育ち、豊かな人間性や社会性などを身につけ、自己肯定感を高めることができるよう、家庭・地域・幼稚園・保育所や学校等がそれぞれ安全に安心して過ごせる居場所となり、さまざまな遊びや体験ができるよう施策を進めます。また、子どもの育ちの支援にあたっては、将来の社会的自立を念頭に置き、年齢に応じた支援を行えるよう配慮します。

さらに、ニートやひきこもりといった困難を抱えた若者への対応として、関係機関や地域などと連携し、支援することができる体制づくりに努めます。

施策の展開	内容	平成25年度の実施状況
○ 子どもの健康支援	子どもの健康づくり、医療費負担の軽減、医療体制の充実などの施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「乳幼児健康診査」、「新生児乳児等訪問指導」、「保育所や学校における食育の推進」、「子ども医療費の助成」など、子どもの健康支援の事業を推進しました。また、「任意予防接種にかかる費用助成事業」では、水痘・おたふくかぜ・ロタウイルスの3種類に半額助成を実施し、一般的に接種が推奨される年齢では接種率が上昇しています。
○ 豊かな人間性・創造性を備え、社会性を身につけるための支援	子どもの居場所づくり、学び・育ちの支援、さまざまな遊びや体験の推進、安全に過ごせる環境整備などの施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後子どもプランの名称を「トワイライトルーム」として創設し、14校で実施しました。また、トワイライトスクールを新たに2校で開設し、放課後施策を全小学校で実施しました。 ● 幼稚園・保育所の教育や保育の質の向上に努めました。また、「少人数指導の推進」事業を進め、きめ細かな指導をしました。 ● 「名古屋少年少女発明クラブの運営」では、新たに「子ども航空宇宙教室」を開催し、小中学生に創作活動の場を提供することができました。 ● 「なごやエコキッズの推進」、「なごやエコスクールの推進」など、環境についての学びを進める事業を推進しました。

施策2 子どもの育ちの支援（その2）

施策の展開	内容	平成25年度の実施状況
○ 若者の社会的自立への支援	若者が大人として自立できるような活動の支援や、キャリア教育の推進などの施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「青少年交流プラザ」では、青少年の社会との関わり方の度合いに応じて育成する「総合支援プログラム」に基づき、青少年自らの企画・運営による事業の実施や区民まつりなど地域活動への貢献などを促進することで青少年の主体性を高めました。また、「若年者自立支援事業」では、ニートなど就労困難な若者への電話相談をはじめ、個別カウンセリングやスキルアップ講座などのほか、新たに居場所の提供を行い、自立に向け一人ひとりの状況に応じた支援を行いました。
○ 特に支援を要する子どもの支援	保護を要する子ども、障害のある子ども、外国人の子どもなど特に支援を要する子どもの支援を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「児童養護施設などの入所児童のケアの充実」では、児童養護施設等退所児童就労支援事業を実施し、児童の就労を援助しました。また、「里親委託の推進・里親への支援の充実」では、児童相談所に里親専任児童福祉司を、乳児院と児童養護施設1か所ずつに里親支援専門相談員を配置し、実施体制の強化に努め、認定及び登録里親数、委託児童数ともに増加しました。 ● 「障害児の放課後支援」では、利用者のニーズに見合った事業の推進を行い、放課後等児童デイサービスの実施か所数・述べ利用回数ともに増加しました。 ● 「子ども日本語教室」では、年度途中に参加定員を拡大し、参加者が大幅に増加しました。また、「日本語指導が必要な児童生徒の新しい受入システムの整備」では、日本語通級指導教室数を拡充しました。

施策3 子育て家庭の支援（その1）

保護者自身が子育てを楽しみ、子どもと十分に向き合い、子どもの育ちを支えていくことができるよう環境整備することにより、子育ての不安感・負担感や孤立感の軽減に努めます。

施策の展開	内容	平成25年度の実施状況
○ 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	安心して親になるための支援、妊婦への支援や育児の不安等を解消し親として子育てを楽しむことができるための支援などの施策を進めます。	● 「不妊治療費助成事業」では、特定不妊治療費助成事業の助成件数が増加しました。また、「保健所における地域子育て活動の支援」では、子育て教室の開催回数・参加人数ともに増加しています。
○ 経済的負担の軽減	子育ての経済的負担を軽減するため、手当の給付や保育サービス等の費用の軽減などの施策を進めます。	● 「児童手当の支給」により、経済的支援を行いました。また、「保育料の多子軽減」や「保育料負担の軽減」、「就学援助」、「私立幼稚園授業料補助」、「市立高等学校入学料などの減免」などにより、保育や就学にかかる負担を軽減しました。
○ 社会全体での子育て支援	地域や事業者などの立場に応じた子育て支援や幼稚園・保育所による支援などの施策を進めます	● 「なごやつどいの広場事業」では利用者数が大幅に伸びました。「名古屋のびのび子育てサポート事業」では会員数や利用者数が伸びていますが、目標数値達成のためにさらなる取り組みが必要です。また、「市立幼稚園心の教育推進プランの実施」、「地域子育て支援センター事業」など地域での子育て支援の事業を推進しました。 ● 事業者と連携した支援として「なごや未来っ子応援制度（びよか）」や「親学推進協力企業制度」を推進しました。「親学推進協力企業制度」は登録企業が前年度から増加しました。

施策3 子育て家庭の支援（その2）

施策の展開	内容	平成25年度の実施状況
○ 子育てにやさしいまちづくり	子育てしやすい住宅に関する施策や、子育て家庭が安心して外出できる施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「大家族世帯向け住宅入居募集の実施」、「定住促進住宅の子育て支援」などにより、子育てしやすい住宅に関する事業を推進しました。 ● 「コミュニティ道路の整備」、「道路のバリアフリーの推進」により、道路の整備をしました。また「公共交通機関等におけるバリアフリーの推進」では、地下鉄駅ホームから地上までエレベーターで移動できるルートを全駅で整備し、安心して外出できるまちづくりを推進しました。

施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

事業者や働く人の意識を変えていくために、市民や企業への働きかけを進めるとともに、保育サービスの充実など仕事と子育ての両立支援を進めます。

施策の展開	内容	平成25年度の実施状況
○ 働き方の見直しに向けた取組みの推進	保護者が安心して、ゆとりを持って子育てできるように支え、子育て家庭の仕事と生活の調和を推進する施策を進めます。	● 市民を対象とした働き方の見直し等についての講演会や事業者を対象としたワーク・ライフ・バランスの企業内研修などの実施、「女性の活躍推進企業認定・表彰制度」、「子育て支援企業認定・表彰制度」などの実施により、子育て家庭の仕事と生活の調和を推進しました。
○ 多様な働き方に対応した保育サービスの提供	仕事と子育てを両立できるよう多様な保育サービス施策を進めます。	● 「保育所待機児童解消の取組みの推進」により、保育サービス提供量を大幅に拡大し、平成26年4月1日現在の待機児童数（3歳未満児）を0人にすることができました。今後も入所申込率の増加が見込まれるため、引き続き、保育サービス提供量の拡大に取り組んでいく必要があります。また、「延長保育事業」、「病児・病後児デイケア事業」、の拡充のほか、「一時保育事業」では、24時間緊急一時保育モデル事業を新たに実施し、多様な保育サービスの事業を推進しました。
○ ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭等自立支援計画に基づき、ひとり親家庭が仕事と生活(子育て)のバランスがとれた生活を送るための総合的な支援を進めます。	● ひとり親家庭が仕事と生活のバランスがとれた生活を送るための総合的な支援として「ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施」、「母子家庭等自立支援センター事業」を実施しました。また、「自立支援給付金事業」、「児童扶養手当の支給」等により経済的支援を行いました。